

むつ市使用済燃料税に関する進捗について

～使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会資料～

令和3年9月28日

むつ市新税検討プロジェクトチーム

RFS社が意見書で提示した4つの論点の協議状況

RFS社が提示した論点

協議状況

活動指標

1. 事業開始時期を見極めた上での貯蔵計画等を踏まえた収支計画などをベースとした弊社の担税力に応じた税率であること

◆ 4/26の報告において、RFS社から、事業開始時期の見極め、東京電力等の発電所の再稼働の見通し等が定まらない中で、今後、細部を詰めるために必要となる具体的な計画が東京電力等から示される状況にないため、それらが示されることを待った上で具体的な協議をさせていただきたい旨申し出があった。

2. 事業内容を踏まえた合理的理由に基づく財政需要が対象であること

◆ RFS社より、全27事業について、中間貯蔵事業の遂行に起因して新たに生じる財政需要かどうか、また、同社が負担する割合の設定について理解できていないため、一つ一つの事業について確認させていただきたい旨依頼があり、市として丁寧に説明を尽くしている。

3. 事業内容を踏まえた合理的理由に基づく課税項目であること

◆ RFS社より、「受け入れ」、「貯蔵」を課税客体とすることについて、市が使用済燃料税を同社に課税する理由や根拠としている財政需要と密接に関連するものであり、財政需要の確認をさせていただきたい旨依頼があり、市として丁寧に説明を尽くしている。

4. 青森県等の動向が見極められていること

◆ 仮に県が将来課税したとしても、地方税法の規定により過重負担となることは総務大臣の同意が得られないのでRFS社が懸念する「担税力を上回る事態」は起こり得ないことであり、本市との協議の障害にはなっていない。

これまでの協議回数

31回

財政需要の確認事項
回答数

71項目

〔27事業中16事業
への回答が完了〕

前回特別委員会における質疑を通じて整理された論点

1. 担税力の議論について

- Q：事業者側から担税力の議論を保留してほしいという申し出があったが、RFS社の資金構造上、新税の負担については、貯蔵手数料に上乗せする形で実質的に親会社が負担するという基本的な考え方に変わりはないか。
- A：特定納税義務者はRFS社だが、**その担税力は親会社とイコールになる**と認識。RFS社そのものの担税力を議論するときに**親会社の担税力を議論することは不可欠**である。

2. 総務省との協議について

- Q：法定外普通税における総務大臣同意要件をはじめ法的な要件、プロセスに問題がないことから、速やかに総務省との協議に進むべきではないか。
- A：RFS社から「新税を通じてしっかりと地元事業者としての責務を果たしていく」という**納税の意思についての確約を受けている**状況にあり、**税率の協議に応じることはこれまでの信頼関係上必要なこと**だと認識しているため、まずは税率の協議を進めていきたい。

3. 減免協議の期限設定について

- Q：RFS社からの要請で減免協議に応じているにも関わらず、これまで29回協議しても収支計画や金額等協議を収束させるための具体的な情報の提示がない。減免協議の期限を設定して進めてはどうか。
- A：**期限設定して議論を進めることは重要**。参考にさせていただく。

4. 事業開始の遅れによる影響について

- Q：事業開始が遅れていることによる財政計画への影響は。また、地域振興が遅れていることに対してRFS社に何らかの責任をとらせるべきではないか。
- A：当初の計画どおり事業開始していればこれまでで**約207億円の税収が得られていたという試算がある**。市政発展のパートナーであるRFS社に責任をとらせるということは考えていないが、**事業開始の遅れが地域振興の遅れになるという**ことを重く受け止めて進めていただきたい。

今後の方針について

RFS社との協議について

- 期限を定めて丁寧に議論を進める。
- 具体的には、現在進めている財政需要の確認を10月末までに完了させ、その他の論点の協議を年内に完了させる。

総務省との協議について

- 年明けに開始することを目途に準備を進める。
- RFS社から税率案の提示がない等協議が整わない場合は、現状の税率のまま総務省協議を開始する。

【目指す方向性】

- ✓ 税条例に減免規定を設けていることから、市が実際に課税する税率の額は特例条例を作ることでも後からでも定められる。
- ✓ 一方で、条例に効力を持たせ、税を徴収すること自体を確定させなければならないため、先行して形式的な税条例成立のための総務省協議を開始する。